

「世界農業遺産」認定に向けた取組について

1. 「世界農業遺産」とは・・・

- ・社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関 (FAO) が認定するもの。
- ・申請については、まず農林水産省に申請し、日本農業遺産に認定される。このうち、世界農業遺産の申請を認められた地域を国連食糧農業機関 (FAO) が審査する。
- ・世界では 50 地域 (うち日本は 11 地域) がこれまでに認定を受けている。 (H 30 年 4 月現在)

2. 本県における「世界農業遺産」認定の効果

①自信と誇りの創出

- ・琵琶湖の環境に配慮した農林水産業者の努力を世界に P R し評価を得る。

②ブランド力アップ・高付加価値化

- ・「世界農業遺産」関連商品 (「環境こだわり農産物」等) の付加価値向上。

③農山漁村の活性化

- ・注目度の向上を都市農村交流や地域資源を活用した観光の推進、企業との連携等につなげ、農山漁村の活性化を図る。

○効果の一例

	認定を受けたシステム	効 果
①	能登の里山里海	「世界農業遺産関連品のブランド化」により認定前に比べ1.5倍の売上を実現
②	トキと共生する佐渡の里山	廃校を活用した交流施設が拠点となり大学生が数多く訪問
③	阿蘇の草原の維持と持続的農業	地元金融機関との連携により、個人預貯金総額の一定割合が基金に寄附される仕組みを構築

3. 認定申請にあたっての考え方

- ・世界農業遺産の申請にあたっては、下記 (※) のような審査ポイントをクリアするため、琵琶湖漁業などを中心とした伝統的な営みをシステムの中核とし、琵琶湖の環境保全に資する環境保全型農業や森林保全の営みとともに、ひとつのストーリーとしてアピールする。

※参考：世界農業遺産に係る国内選考の審査ポイント

- ①伝統的な遺産 (農法、漁法等) として、100 年以上の歴史的事実があること。
- ②世界的独自性を根拠をもって明確に示せること。
- ③生計が成り立っていること (農林水産物や加工品等で)

4. 申請にあたって必要な要素（基準）

1. 食料及び生計の保障
2. 農業生物多様性
3. 地域の伝統的な知識システム
4. 文化、価値観及び社会組織
5. ランドスケープ・シースケープ

5. 申請概要

（1）申請する遺産システムについて

「森・里・湖（うみ）に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」

琵琶湖と共生する農林水産業を世界に誇るべき「琵琶湖システム」として発信。

（2）システムの概要

水田営農に支えられながら発展してきた伝統漁業を中心に豊かな生物文化多様性を育んできた生業の仕組み。

・伝統的で独自性の高い営み（システムの中核）

①「エリ漁」などによる伝統的な琵琶湖漁業

（歴史性）1,000年以上の歴史的事実が文献で確認できる。

（独自性）国内の他地域では同種の漁法は衰退。海外では同種の漁法は存在するが、琵琶湖のような資源管理は行われていない。

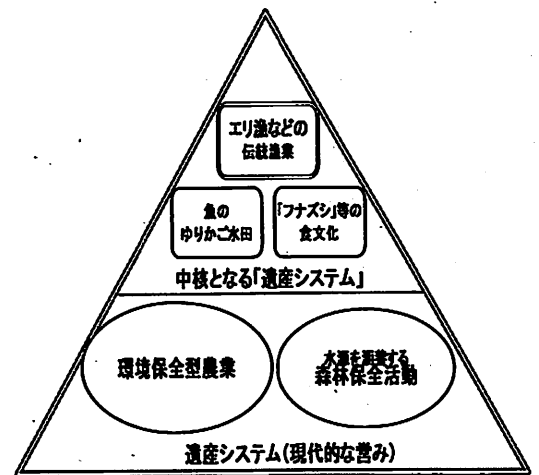
②湖魚が産卵・繁殖する水田の営み（魚のゆりかご水田）

③「フナズシ」等の食文化

・現代的な営み

①琵琶湖の水質や生態系の保全に寄与する環境保全型農業

②水源を涵養する森林保全



（3）申請地域について（別添地図参照）

○回遊する湖魚を対象に資源保全と一体となった伝統漁業が受け継がれている琵琶湖

○湖魚の生息環境の保全に寄与する取組が多様な主体の参画によって行われている以下の地域

- ・湖魚が産卵のために遡上する水田（魚のゆりかご水田）と、琵琶湖の水質・生態系保全に寄与する取組を行う農地（環境こだわり農業推進条例に基づく活動実施農地）
- ・河川に遡上して産卵する湖魚の保全に寄与する水源林整備の実施地域

（4）保全計画（アクションプラン）

・地域活性化など認定効果の発現により、琵琶湖システムの持続性を高められるよう、農林水産物の魅力発信、消費拡大に向けた取組、後継者育成などの行動計画を策定するもの。

（記載内容（案）の一部）

①新たな農林水産従事者の確保や育成

②消費拡大につながる取組

③農業遺産に係るロゴマークなどを活用したブランド力向上と販売促進

④エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進を通じた新規就農者や移住・定住・交流人口の増加による農山村の活性化

・認定後はモニタリングし、進行管理を行う。

6. 申請主体となる「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立

- ・平成30年3月29日設立

- ・協議会役員

- 会長 滋賀県知事

- 副会長 滋賀県農業協同組合中央会会長・滋賀県漁業協同組合連合会会長・市長会会長

- ・幹事会・会員

- 1) 幹事：県内19市町農政関係課、県域団体

- 2) 会員：団体会員 102 団体、個人会員 377 名（3月末現在）

- ・協議会の役割

- 1) 「世界農業遺産」認定申請書および保全計画（アクションプラン）の作成・提出

- 2) 「世界農業遺産」の取組を広く県民運動として盛り上げるための情報提供

- 3) 「世界農業遺産」認定等を通じた本地域の農林水産業の振興と地域活性化

- 4) 認定後の保全計画（アクションプラン）の進行管理 など

7. 認定に向けてのスケジュール

- ・応募期限

平成30年6月20日

- ・一次審査（書類審査）

平成30年8月頃

- ・現地調査

平成30年9月～11月

- ・二次審査（プレゼンテーション）

平成31年1月頃

- ・「日本農業遺産認定」・「世界農業遺産への認定申請に係る承認」

平成31年2月頃

- ・国連食糧農業機関（FAO）への申請

平成31年5月頃（見込）

- ・現地調査

平成31年10月頃（〃）

- ・世界農業遺産認定

平成31年12月頃（〃）

琵琶湖システム

「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」

- ・ 伝統的で独自性の高い営み
 - ① 「エリ漁」 などによる琵琶湖漁業
 - ② 湖魚が産卵・繁殖する水田の営み (魚のゆりかご水田)
 - ③ 「フナズシ」 などの食文化
- ・ 現代的な営み
 - ① 環境保全型農業
 - ② 水源を涵養する森林保全活動

凡例

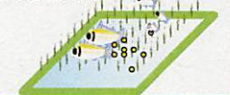
- エリ漁
- 湖魚が産卵にやってくる水田
- 環境保全型農地
- 森林保全活動区域
- やな場

歴史的に乱獲防止策と一体化してきた伝統漁法「エリ漁」



湖魚が自ら産卵にやってくる水田 (魚のゆりかご水田)

田んぼで孵化した稚魚は、水路を通り、湖へ



環境保全型農地

琵琶湖の水質保全に寄与する営農の継承



森林保全活動

(漁民の森・森林づくりパートナー協定など)

河川流量の安定化(洪水防止)に寄与(河川に遡上する湖魚の産卵環境を保全)



フナズシなど伝統の食文化と、これをういた祭礼による地域の絆の醸成



森・里・湖（うみ）に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム
世界農業遺産・日本農業遺産保全計画（アクションプラン）の概要

保全計画とは	（１）計画策定の趣旨 ○国連食料農業機関(FAO)が行う世界農業遺産の対象として、農林水産省に対し承認申請する「森・里・湖（うみ）に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」の保全・活用を推進することを目的に計画を策定。 （２）計画の性格 ○「琵琶湖システム」を次世代へ継承するため、現状の分析と課題を整理し、「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」が行う具体的な取組の方向性と内容を示すもの。 （３）計画期間 ○平成 31 年～平成 36 年の 5 カ年計画 （４）計画内容 ○「琵琶湖システム」を取り巻く社会や経済、技術の状況変化のほか、進捗状況の結果や現場の声を踏まえて、必要な場合は協議の上、見直しを行う。
現 状	（１）食料及び生計の保障 ・農林漁業従事者等の減少や高齢化が進展している。 ・農業水利施設等の老朽化の進行している。 ・環境こだわり農産物の栽培面積の伸び悩みが見られる。 （２）農業生物多様性 ・外来植物の大繁殖など、琵琶湖における生態系に変化が見られる。 ・魚のゆりかご水田の取組面積は徐々に増加しているが、一方で活動休止する地域もある。 ・琵琶湖を取り巻く水源林において、ニホンジカによる食害などの影響が顕著になりつつある。 （３）地域の伝統的な知識システム ・漁獲量の減少や漁業者の減少に伴って、琵琶湖の伝統漁法の継承が危惧される。 ・開発等の伴って著しく減少したヨシ帯の再生活動が行われている。 （４）文化、価値観及び社会組織 ・食生活の変化等に伴い、伝統的な滋賀の食文化の継承が危惧される。 ・湖魚を用いた祭礼によって育まれた社会組織が弱体化している。 （５）ランドスケープ及びシースケープの特徴 ・「琵琶湖システム」が農林水産業の営みによって作られていることへの認識が不十分である。 ・世界的な課題である淡水資源の持続可能性を向上させる意義について、今後さらに世界に発信する必要がある。
課 題	（１）活力ある農林水産業を『育てる』 ・琵琶湖システムの担い手となる新たな農林水産業者の育成・確保が必要がある。 ・農業水利施設の保全と施設の維持管理体制の強化が必要である。 ・環境こだわり農産物の認知度向上と、安定した需要と供給が必要である。 （２）生物多様性の恵みを『守る』 ・琵琶湖の生物多様性保全と在来魚の復活に向けた取組が必要である。 ・魚のゆりかご水田の活動継続の支援と、魚のゆりかご水田米のブランド化が必要である。 ・水源かん養や土砂流出防止など森林の公益機能の低下への対策が必要である。 （３）環境と調和してきた技術を『伝える』 ・伝統的な琵琶湖漁業の技術継承と、水産資源の適切な保全管理が必要である。 ・ヨシ帯の再生を引き続き実施するとともに、適切な維持管理と活用が必要である。 （４）農山漁村地域の絆を『深める』 ・食育等の取組により地域の農産物や湖魚を使った食文化の継承が必要である。 ・集落を中心とした多様な主体と連携した話し合いの推進が必要である。

(5) 琵琶湖システムを『活かす』

- ・地域資源を活用した交流体験メニューの創出や観光産業との連携が必要である。
- ・琵琶湖システムを世界的なモデルとして国際的な課題解決に向けて取り組む必要がある。

保全計画の方向性

「琵琶湖システム」が抱える諸課題に対して、「育てる」「守る」「伝える」「深める」「活かす」の5つの行動計画によって、琵琶湖と人とのより良い共生関係を築き、環境と調和した持続的な農林水産業を次の世代へと継承する。

1. 活力ある琵琶湖漁業等を『育てる』

- 新たな担い手の確保・育成（農林水産業従事者等の育成等）
- 環境保全型農業の拡大と深化（こだわり農業拡大、オーガニックへの深化）
- 農林水産物の魅力発信と消費拡大（こだわり農産物、湖魚、県産木材のPR等）
- 6次産業化等の推進（6次化、女性活躍、商工観光との連携等）

【GIAHS 認定効果】

産業として魅力向上、生産物の付加価値向上

2. 生物多様性の恵みを『守る』

- 水産有害生物の駆除促進（外来魚・カワウ・水草対策等）
- 魚のゆりかご水田の取組拡大（技術支援、ゆりかご水田米のブランド化等）
- 水源林および森林生態系の保全（適切な森林整備、協働による森林づくり等）
- 多様な主体による生物多様性の保全再生（環境教育、環境保全再生活動の推進等）

【GIAHS 認定効果】

生物多様性の向上・環境保全意識の高揚

3. 環境と調和してきた技術を『伝える』

- 伝統漁法の知識・技術の継承（伝統技術の維持、漁業体験機会の創出等）
- 水産資源の適切な保全・管理（資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等）
- ヨシ帯の再生・保全・活用（ヨシ帯の再生、保全活動推進、ヨシ活用等）

【GIAHS 認定効果】

歴史的価値の再認識、保全への理解促進

4. 農山漁村地域の絆を『深める』

- 食文化・伝統文化の継承（体験講習、出前授業、食育等）
- 集落を中心とした話し合いの推進（集落役員等への働きかけ、リーダー育成等）

【GIAHS 認定効果】

伝統文化の継承、郷土愛・地域の絆の醸成

5. 琵琶湖システムを『活かす』

- システムの特性を活かした観光振興（教育旅行・エコツーリズムの推進等）
- 琵琶湖システムの普及啓発（情報発信、ロゴマーク創設、語り部育成等）
- 国際的な貢献（GIAHS 認定地域の連携、途上国支援等）

【GIAHS 認定効果】

地域の活性化、農産物の輸出促進

計画の推進

(1) 保全計画の実施体制

- ・「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業 推進協議会」平成30年3月29日設立
- ・琵琶湖システムの優れた仕組みを次世代に継承し、GIAHS 認定地域の保全と活用を図るため、保全計画の進行管理とモニタリング評価を行い、取組実施の指導的な役割を担う。

(2) モニタリングと評価

- ・保全計画において目標値を設定し、毎年、達成度を測定し、進捗状況を確認する。
- ・計画期間の初年度から新たな GIAHS の保全・活用策の検討を行い次期計画へ反映する。

世界農業遺産 国内認定地

2018年4月現在、世界で20ヶ国50地域が認定され、そのうち日本では11地域が認定されています。



「能登の里山里海」

(石川県能登)
2011年認定

日本海に面した急傾斜地に広がる棚田や江戸時代から続く「揚げ浜式製塩法」など 里山里海の恵みを活かす暮らし



「トキと共生する 佐渡の里山」

(新潟県佐渡)
2011年認定

トキをシンボルとした「生きものを育む農法」

「大崎耕土」の伝統的水管理システム

(宮城県大崎)
2017年認定

冷害や洪水などの自然災害を耐え抜く水管理や屋敷林など災害に強い農村



「静岡の茶草場農法」

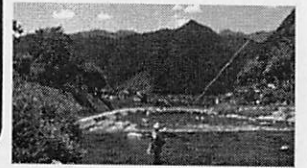
(静岡県掛川)
2013年認定

茶畑の周りのススキなどを刈って茶畑に敷く伝統的な「茶草場農法」。それにより土壌流出を防ぎ生きものを育む

「清流長良川の鮎」

(岐阜県長良川)
2015年認定

アユを中心とした鵜飼漁をはじめとする内水面漁業



「阿蘇の草原の維持と持続的農業」

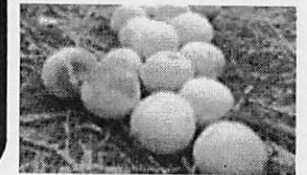
(熊本県阿蘇)
2013年認定

野焼きによる草原の維持と草原でのあか牛の放牧など

「みなべ・田辺の梅システム」

(和歌山県みなべ・田辺)
2015年認定

養分の乏しい礫質土の斜面に薪炭林を残し、梅を栽培



「クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環」

(大分県国東)
2013年認定

雨の少ない半島でシイタケ栽培に用いるクヌギ林を活用した循環型の農林水産業

「にし阿波の傾斜地農耕システム」

(徳島県つるぎ町ほか)
2018年認定

急傾斜地で段々畑をつくらずに斜面のまま耕作する独特な農法で在来品種の雑穀を栽培

「高千穂郷・椎葉山の山間地 農林業複合システム」

(宮崎県高千穂郷・椎葉山)
2015年認定

針葉樹による木材生産と広葉樹を活かしたシイタケ栽培、和牛や焼き畑などを組み合わせた複合経営



「静岡水わさびの伝統栽培」

(静岡県静岡市ほか)
2018年認定

固有種のワサビを沢を開墾して階段状に作ったわさび田で肥料を使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統農業

